

「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の一部改正に係る新旧対照表

(平成二十七年三月三十一日医政発〇三三一第二一 厚生労働省医政局長通知)

最終改正:平成二八年一月一日医政発一一〇一第一〇

(令和四年四月一日より適用。二年課程、二年課程(定時制)、二年課程(通信制)においては令和五年四月一日より適用。下線部は改正部分。)

新	旧
<p>(略)</p> <p>第一～三 (略)</p> <p>第四 学生に関する事項</p> <p>1 入学資格の確認</p> <p>(1)(略)</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 看護師養成所</p> <p>(ア) (略)</p> <p>a 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者にあつては、<u>高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書</u></p> <p>b～c (略)</p> <p>(イ)～(エ)(略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>2～5(略)</p> <p>第五 教員等に関する事項</p> <p>1 専任教員及び教務主任</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 専任教員は、看護師養成所及び<u>准看護師養成所</u>にあつては<u>専門分野</u>ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこ</p>	<p>(略)</p> <p>第一～三(略)</p> <p>第四 学生に関する事項</p> <p>1 入学資格の確認</p> <p>(1)(略)</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 看護師養成所</p> <p>(ア) (略)</p> <p>a 高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては、<u>高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書</u></p> <p>b～c (略)</p> <p>(イ)～(エ)(略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>2～5(略)</p> <p>第五 教員に関する事項</p> <p>1 専任教員及び教務主任</p> <p>(1)～(6)(略)</p> <p>(7) 専任教員は、看護師養成所にあつては<u>専門領域</u>ごとに、<u>准看護師養成所</u>にあつては<u>専門科目</u>ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこ</p>

と。また、カウンセリング等に関して当該者が支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じることが望ましいこと。

(14) 専任教員の業務を支援するシステム等の積極的な活用が望ましいこと。

(15) 教務主任となることのできる者は、(1)から(4)までのいずれかに該当する者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

ア～エ(略)

2～3(略)

4 実習指導教員

(1)(略)

(2) 実習指導教員は、保健師養成所にあつては保健師、助産師養成所にあつては助産師、看護師養成所にあつては保健師、助産師または看護師、准看護師養成所にあつては保健師、助産師、看護師または准看護師とし、三年以上当該資格の業務に従事した者であること。

(3) 臨地実習において、同一期間で実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設数を踏まえ適当数確保することが望ましいこと。

なお、実習指導教員は、必要に応じて実習施設以外の場において学生の指導に当たっても差し支えないこと。

5 その他の教員

(1)～(2) (略)

(3) 看護師養成所における基礎分野の授業は、大学において当該分野を担当している教員以外の者が行う場合、又は当該分野について相当の学識経験を有する者によつて行われることが望ましいこと。

(4) (略)

6 事務職員

専任教員の教務事務等の業務を支援する事務職員を、学生数等を勘案して一名以上配置すること。

と。

(新設)

(14) 教務主任となることのできる者は、(1)から(4)までのいずれかに該当する者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

ア～エ(略)

2～3(略)

4 実習指導教員

(1) (略)

(2) 実習指導教員は、保健師養成所にあつては保健師、助産師養成所にあつては助産師、看護師養成所にあつては保健師、助産師または看護師、准看護師養成所にあつては保健師、助産師、看護師または准看護師とすること。

(3) 臨地実習において、同一期間で実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設数を踏まえ適当数確保することが望ましいこと。

5 その他の教員

(1)～(2) (略)

(3) 看護師養成所における基礎分野の授業は、大学において当該分野を担当している教員によつて行われることが望ましいこと。

(4) (略)

(新設)

第六 教育に関する事項

1 教育の内容等

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱の作成に当たっては、保健師養成所にあつては別表 11 を、助産師養成所にあつては別表 12 及び別表 12-2 を、看護師養成所にあつては別表 13 及び別表 13-2 を、准看護師養成所にあつては別表 14を参照すること。

2 履修時間数等

- (1) 保健師養成所
教育課程の編成に当たっては、三一単位以上の講義、実習等を行うようにすること。
- (2) 助産師養成所
教育課程の編成に当たっては、三一単位以上の講義、実習等を行うようにすること。
- (3) 看護師養成所
教育課程の編成に当たっては、三年課程及び三年課程(定時制)にあつては、二〇二単位以上の講義、実習等を行うようにすること。また、二年課程、二年課程(定時制)及び二年課程(通信制)にあつては、六八単位以上の講義、実習等を行うようにすること。
- (4) 准看護師養成所
教育課程の編成に当たっては、基礎分野七〇時間以上、専門基礎分野三五〇時間以上、専門分野一四七〇時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

3 単位制

(略)

(1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所(三年課程(定時制を含む)及び

第六 教育に関する事項

1 教育の内容等

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱の作成に当たっては、保健師養成所にあつては別表 11 を、助産師養成所にあつては別表 12 を、看護師養成所にあつては別表 13 及び別表 13-2 を参照すること。

2 履修時間数等

- (1) 保健師養成所
教育課程の編成に当たっては、二八単位以上で、八九〇時間以上の講義、実習等を行うようにすること。
- (2) 助産師養成所
教育課程の編成に当たっては、二八単位以上で、九三〇時間以上の講義、実習等を行うようにすること。
- (3) 看護師養成所
教育課程の編成に当たっては、三年課程及び三年課程(定時制)にあつては、九七単位以上で、三〇〇〇時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、二年課程、二年課程(定時制)及び二年課程(通信制)にあつては、六五単位以上で、二一八〇時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(4) 准看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、基礎科目一〇五時間以上、専門基礎科目三八五時間以上、専門科目六六五時間以上及び臨地実習七三五時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

3 単位制

(略)

(1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所(三年課程(定時制を含む)及

二年課程(定時制を含む))

一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、一単位の授業時間数は、講義及び演習については一五時間から三〇時間、実験、実習(臨地実習含む)及び実技については三〇時間から四五時間の範囲で定めること。

(削除)

(削除)

イ 看護師養成所二年課程(通信制)

(ア) (略)

(イ) 臨地実習

臨地実習は、紙上事例演習を教育内容ごとに三事例程度、病院見学実習を教育内容ごとに二日及び面接授業を教育内容ごとに三日をもって構成すること。

(2) 単位等の認定

ア(略)

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表三及び三の二に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

・歯科衛生士

・診療放射線技師

び二年課程(定時制を含む))

(ア) 臨地実習以外の授業

一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、一単位の授業時間数は、講義及び演習については一五時間から三〇時間、実験、実習及び実技については三〇時間から四五時間の範囲で定めること。

(イ) 臨地実習

臨地実習については、一単位を四五時間の実習をもって構成すること。

(ウ) 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

イ 看護師養成所二年課程(通信制)

(ア) (略)

(イ) 臨地実習

臨地実習については、一単位あたり四五時間の学修を必要とする紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって構成すること。

(2) 単位の認定

ア(略)

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表三及び三の二に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

・歯科衛生士

・診療放射線技師

- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士
- ・臨床工学技士
- ・義肢装具士
- ・救急救命士
- ・言語聴覚士

なお、指定規則別表三備考二及び別表三の二備考三にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六二年法律第三〇号)第四〇条第二号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二〇年厚生労働省令第四二号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和六二年厚生省令第五〇号)別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二〇年文部科学省・厚生労働省令第二号)別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三、別表三の二及び別表四に定める基礎分野の履修に替えることができること。

4 教育実施上の留意事項

(1)～(2)(略)

(3) 授業は、施設整備等教育上の諸条件を考慮し、専任教員との対面による授業に相当する教育効果を十分に挙げられることを前提に、多様なメディアを利用した遠隔授業を行っても差し支えないこと。

(4) 授業の方法は、学生が主体的に学ぶことができるよう、積極的に工夫を講じること。

(5) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、臨地実習を充実させるために、実践活動の場以外で行う学習の時間を臨地実習に含めて差し支えないこと。

- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士
- ・臨床工学技士
- ・義肢装具士
- ・救急救命士
- ・言語聴覚士

なお、指定規則別表三備考二及び別表三の二備考三にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六二年法律第三〇号)第三九条第一号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二〇年厚生労働省令第四二号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和六二年厚生省令第五〇号)別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二〇年文部科学省・厚生労働省令第二号)別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三及び別表三の二に定める基礎分野の履修に替えることができること。

4 教育実施上の留意事項

(1)～(2)(略)

(新設)

(新設)

(3) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、臨地実習を充実させるために実践活動の場以外で行う学習の時間を臨地実習に含めて差し支えないこと。

実践活動の場以外で行う学習については、学習の目的、内容及び各教育内容の実習の単位数に占める割合を実習指導要綱等で明確にすること。

(6) (略)

(7) 同一の教育内容の臨地実習が二施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮すること。

(8) (略)

(9) 二年課程(通信制)にあつては、(5)にかかわらず、臨地実習は紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって替えることができるものであること。

ア～ウ(略)

(10) (略)

(削除)

(11) 准看護師養成所においては、試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各教育内容の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該教育内容の時間数の一割以内として当該教育内容の時間数内に算入できるものとする。

5 二年課程(通信制)

(1)～(2)(略)

ア(略)

イ 病院見学実習を行う実習施設については、専門領域ごとに一施設以上、当該養成所が所在する同一都道府県内に確保すること。

ウ～オ(略)

(3) 教育実施上の留意事項

ア～イ(略)

ウ 別表3-2で示す二年課程(通信制)の教育について、臨地実習における面接授業の他に、専門分野においては、対面による授業一〇日を行うこと。対面による授業は、学生が養成所等に通学し、教員と対面し直接指導を受けて、別表3-2の備考を参照し、学生の看護実践能力を把握・評価した上で個別の状況を考慮した教育が行

実践活動の場以外で行う学習については、学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明確にすること。

(4) (略)

(5) 同一科目の臨地実習が二施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮すること。

(6) (略)

(7) 二年課程(通信制)にあつては、(3)にかかわらず、臨地実習は紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって替えることができるものであること。

ア～ウ(略)

(8) (略)

(9) 准看護師養成所の講義については、一時間の授業時間につき休憩一〇分程度を含めて差し支えないこと。また、実習については、一時間を六〇分とすること。

(10) 准看護師養成所においては、学科試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各科目の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該科目の時間数の一割以内として当該科目の時間数内に算入できるものとする。

5 二年課程(通信制)

(1)～(2)(略)

ア(略)

イ 病院見学実習を行う実習施設については、各専門領域ごとに一施設以上、当該養成所が所在する同一都道府県内に確保すること。

ウ～オ(略)

(3) 教育実施上の留意事項

ア～イ(略)

ウ 別表3-2で示す二年課程(通信制)の教育について、臨地実習における面接授業の他に、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野においては、対面による授業一〇日を行うこと。対面による授業は、学生が養成所等に通学し、教員と対面し直接指導を受けて、別表3-2の備考を参照し、学生の看護実践能力を把握・評価した上で個別

<p>われるものであること。</p> <p>6 統合カリキュラム</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4) その他の基準</p> <p>ア～イ(略)</p> <p>ウ 普通教室は、同時に行う授業の数に応じ、専用のもを必要な数確保することができるのであれば、保健師養成所又は助産師養成所と共用としてよいこと。</p> <p>第七 施設設備に関する事項</p> <p>1(略)</p> <p>2 教室等</p> <p>(1) 同時に授業を行う学生数は原則として四〇人以下とすること。ただし、<u>授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りではない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(9)(略)</p> <p>3 保健師養成所</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 実習室は、<u>家庭訪問、健康相談、健康教育等の実習を行うのに必要な広さを有すること。</u>なお、実習室には、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えること。</p> <p>4 助産師養成所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実習室は、分べん台及び診察台一台当たり二〇㎡以上有し、かつ、新生児及び妊産じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要す</p>	<p>の状況を考慮した教育が行われるものであること。</p> <p>6 統合カリキュラム</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4) その他の基準</p> <p>ア～イ(略)</p> <p>ウ 普通教室は、同時に行う授業の数に応じ、専用のもを必要な数確保することができるのであれば、保健師養成所又は助産師養成所と共用してよいこと。</p> <p>第七 施設設備に関する事項</p> <p>1(略)</p> <p>2 教室等</p> <p>(1) 同時に授業を行う学生数は原則として四〇人以下とすること。ただし<u>以下の場合についてはこの限りでない。</u></p> <p><u>ア 看護師養成所の基礎分野、准看護師養成所の基礎科目であって、教育効果を十分に挙げられる場合</u></p> <p><u>イ 二年課程(通信制)の面接授業等であって、教育効果を十分に挙げられる場合</u></p> <p>(2)～(9)(略)</p> <p>3 保健師養成所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実習室は、<u>在宅看護、健康相談、健康教育、救急法等の実習を行うのに必要な広さを有すること。</u>なお、実習室には、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、<u>リネン類</u>等を格納する場所を備えること。</p> <p>4 助産師養成所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実習室は、分べん台及び診察台一台当たり二〇㎡以上有し、かつ、新生児及び妊産じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要す</p>
---	--

る機械器具等を格納する場所を備えること。

(3)(略)

5 看護師養成所

(1) (略)

(2) 実習室には、学生四人に一ベッド以上確保し、一ベッド当たり一㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えること。

(3) ア～イ(略)

ウ 学生の自己学習の便宜を図るため、図書、視聴覚教材、映像・音声を記録・再生する装置及びインターネットの環境を整備したコンピューター等の機材等の整備を行うこと。

6 准看護師養成所

(1) 専門分野の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。

(2) 実習室には、学生四人に一ベッド以上確保し、一ベッド当たり一㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えること。

7 機械器具等

(1)～(2)(略)

第八 実習施設等に関する事項

1 (略)

2 実習施設

(1) 教育内容に応じて病院のほか多様な実践活動の場を実習施設として設定すること。
ただし、当該実習施設に関連する法令等で定められている基準を満たしていること。

(削除)

(2) 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあること。学生の利便性等の観点から、養成所が所在する都道府県外の実習施設を確保する場合にあっては既

る機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

(3) (略)

5 看護師養成所

(1) (略)

(2) 実習室には、学生四人に一ベッド以上確保し、一ベッド当たり一㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

(3) ア～イ(略)

ウ 学生の自己学習の便宜を図るため、図書、視聴覚教材、ビデオ等の再生機器及びインターネットの環境を整備したコンピューター等の機材等の整備を行うこと。

6 准看護師養成所

(1) 専門科目の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。

(2) 実習室には、学生四人に一ベッド以上確保し、一ベッド当たり一㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

7 機械器具等

(1)～(2)(略)

第八 実習施設等に関する事項

1 (略)

2 実習施設

(1) 実習施設には、実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていることが望ましいこと。

(2) 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。

(3) 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあること。

に実習を行っている看護師等養成所の実習体制への影響に十分配慮すること。

(3) 実習施設が同時に受け入れることのできる学生数は、実習の質担保の観点から、実習施設の規模や実習内容を勘案し、看護師等養成所と実習施設との間において十分な調整を図り、専任教員、実習指導教員又は実習指導者による適切な実習指導体制を確保した上で、適切な数を定めること。多数の学校又は養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整が必要であること。

(4) 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。

(5) 実習施設には、学生の更衣及び休憩が可能な場所や実習効果を高めるために専任教員、実習指導教員又は実習指導者と討議等が実施できる場所が設けられていることが望ましいこと。

3 保健師養成所

(1)(略)

(2) 実習施設としては、市町村及び保健所以外に、病院、診療所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、精神保健福祉センター、子育て世代包括支援センターその他の社会福祉施設、学校、事業所等を適宜含めること。

4 助産師養成所

(1)(略)

(2) 実習施設としては、病院、診療所、助産所以外に、保健所、市町村保健センター、産後ケアセンター、子育て世代包括支援センター等を適宜含めること。

5 看護師養成所

(1) 実習施設として、病院に加えて、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜確保すること。ただし、基礎看護学及び成人看護学実習においては学生一人につき、一か所以上の病院において実習を行うこと。

(2) 実習施設が病院の場合は、次の条件を具備していること。

(4) 実習病院が同時に受け入れることのできる学生数は、看護単位ごとに一〇名を限度とすること。従って、多数の学校又は養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整が必要であること。

(新設)

(新設)

3 保健師養成所

(1)(略)

(2) 実習施設としては、市町村及び保健所以外に、病院、診療所、訪問看護ステーション、精神保健福祉センターその他の社会福祉施設、学校、事業所等を適宜含めること。

4 助産師養成所

(1)(略)

(2) 実習施設としては、病院、診療所、助産所以外に、保健所、市町村保健センター、母子健康センター等を適宜含めること。

5 看護師養成所

(1) 実習施設として、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践の実習を行う病院等を確保すること。病院以外として、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。また、在宅看護論の実習については、病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保すること。

(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習を行う施設であ

ア 看護職員の半数以上が看護師であること。

イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。

(ア) 看護部門としての方針が明確であること。

(イ) 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。

(ウ) 看護師の院内教育及び看護職員に対する継続教育が計画的に実施され、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。

(削除)

ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするための看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)や、看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

(削除)

エ (略)

(ア)~(ウ)(略)

オ 学生が実習する看護単位には、実習指導者が二人以上配置されていることが望ましいこと。

(削除)

(3) 病院以外での実習については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。また、病院以外での実習にあたっては、業務に係る手順が整備され、必要な記録が作成されていること。さらに、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。ただし、看護職員が配置されていない施設においては、看護師養成所の専任教員又は実習指導教員による指導を学生が

り、次の条件を具備していること。

ア 入院患者三人に対し一人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職員の半数以上が看護師であること。

イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。

(ア) 組織の中で看護部門が独立して位置づけられていること。

(イ) 看護部門としての方針が明確であること。

(ウ) 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。

(エ) 看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。

ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

エ 看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

オ (略)

(ア)~(ウ)(略)

カ 実習生が実習する看護単位には、実習指導者が二人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。

キ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については(2)―イからキまでと同様とすること。

必要時受けられる体制を整備すること。

(4) 看護師が配置されていない施設における実習の単位数は、指定規則に定める単位数の三割以内で定めること。

(5)～(6)(略)

6 准看護師養成所

(1) 実習施設として、病院に加えて、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜確保すること。ただし、基礎看護及び成人看護実習においては学生一人につき、必ず一か所以上の病院における実習を行うこと。

(2) 実習施設は、次の条件を具備していること。

(削除)

ア 看護組織が次のいずれにも該当すること。

(ア) 看護部門としての方針が明確であること。

(イ) 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。

(ウ) 看護師の院内教育及び看護職員に対する継続教育が計画的に実施され、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。

(削除)

イ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするための、看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)や、看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

(削除)

ウ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。

(4) 病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の一割から三割程度の間で定めること。

(5)～(6)(略)

6 准看護師養成所

(1) 実習施設として、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保すること。病院以外の実習施設として、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。

(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護、成人看護の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。

ア 入院患者三人に対し一人以上の看護職員が配置されていること。

イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。

(ア) 組織の中で看護部門が独立して位置づけられていること。

(イ) 看護部門としての方針が明確であること。

(ウ) 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。

(エ) 看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。

ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

エ 看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

オ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。

(ア) 看護記録(患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程(計画、実施、実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。

(イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。

(ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。

エ 学生が実習する看護単位には、実習指導者が二人以上配置されていることが望ましいこと。

(削除)

(3) 病院以外での実習については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。また、病院以外での実習にあたっては、業務に係る手順が整備され、必要な記録が作成されていること。さらに、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。ただし、看護職員が配置されていない施設においては、准看護師養成所の専任教員又は実習指導教員による指導を学生が必要時受けられる体制を整備すること。

(削除)

(4) 看護職員が配置されていない施設における実習の時間数は、指定規則に定める時間数の三割以内で定めること。

第九 (略)

(ア) 看護記録(患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程(計画、実施、実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。

(イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。

(ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。

カ 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が二人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。

キ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については、(2)―イからキまでと同様とすることが望ましいこと。

(4) 実習施設である診療所は、次の条件を具備していること。

ア 看護手順が作成され、活用されていること。

イ 看護師が配置されていること。

(5) 病院以外の実習は指定規則に定める時間数の一割から三割程度の間で定めること。

第九 (略)

新

別表1 保健師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方

- 1) 個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)を地域とし、個人の状況も踏まえつつ地域及び地域を構成する人々の心身の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を多角的・系統的かつ予測的に捉えてアセスメントし、顕在・潜在している地域の健康課題を明確にし、解決・改善策を計画・立案・実施・評価する能力を養う。
- 2) 地域の人々が、自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図ることができるよう予防的アプローチも含めて支援するとともに、自主的に社会資源を活用できるよう支援し評価する能力を養う。
- 3) 広域的視点も踏まえて、平常時から健康危機管理の体制を整備し、健康危機の発生時から発生後の健康課題を早期に発見し迅速かつ組織的に対応する能力を養う。
- 4) 地域の健康水準を高めるために、保健・医療・介護・福祉サービスを調整し活用する能力及び地域の健康課題の解決に必要な事業化や施策化、社会資源の活用・開発・管理及びケアシステムの構築を行う能力を養う。
- 5) 保健・医療・介護・福祉に関する最新の知識・技術を主体的かつ継続的に学ぶことにより実践の質を向上させ、社会情勢の動向を的確に捉え、社会的正義・公正に基づき、倫理的問題に対応する能力を養う。

教育内容	単位数	留意点
公衆衛生看護学 公衆衛生看護学概論	18 2	個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)及び地域を構成する人々の集合体の健康増進・改善を目指すアプローチの基本的な考え方を学ぶ内容とする。

旧

別表1 保健師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方

- 1) 個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)を地域とし、地域及び地域を構成する人々の心身の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を社会的条件の中で系統的かつ予測的に捉えてアセスメントし、地域の顕在化・潜在化した健康課題を明確化し、解決・改善策を計画・立案する能力を養う。
- 2) 地域の人々が、自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図ることができるように支援するとともに、自主的に社会資源を活用できるよう支援し評価する能力を養う。
- 3) 健康危機管理の体制を整え、健康危機の発生時から回復期の健康課題を早期に発見し迅速かつ組織的に対応する能力を養う。
- 4) 地域の健康水準を高めるために、保健・医療・福祉サービスを調整し活用する能力及び地域の健康課題の解決に必要な社会資源を開発し施策化及びシステム化する能力を養う。
- 5) 保健・医療・福祉及び社会に関する最新の知識・技術を主体的かつ継続的に学び、実践の質を向上させる能力を養う。

教育内容	単位数	留意点
公衆衛生看護学 公衆衛生看護学概論	16 2	個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)及び地域を構成する人々の集合体の健康増進・改善を目指すアプローチの基本的な考え方を学ぶ内容とする。

個人・家族・集団・組織の支援	16	個人・家族の健康及び生活実態や疫学データ、保健統計から地域をアセスメントし、顕在化・潜在化した健康課題を明確にする方法を学ぶ内容とする。 健康課題への支援を計画・立案し、 <u>継続訪問や社会資源の活用等による実践プロセスを演習を通して学ぶ内容とする。</u> 人々の健康行動の特性及び効果的な介入方法と技術を学ぶ内容とする。 集団における教育方法や集団力学等を学ぶ内容とする。 地域の人々や医療・福祉等の他職種との協働・マネジメントを学ぶ内容とする。 ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの連動による活動の展開を学ぶ内容とする。 産業保健・学校保健における活動の展開を <u>演習を通して学ぶ内容とする。</u>	個人・家族・集団・組織の支援	14	個人・家族の健康課題への支援から地域をアセスメントし、顕在化・潜在化した健康課題を明確にする方法を学ぶ内容とする。 健康課題への支援を計画・立案することを学ぶ内容とする。 人々の健康行動の特性及び効果的な介入方法と技術を学ぶ内容とする。 集団における教育方法や集団力学等を学ぶ内容とする。 地域の人々や医療・福祉等の他職種との協働・マネジメントを学ぶ内容とする。 ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの連動による活動の展開を学ぶ内容とする。 産業保健・学校保健における活動の展開を学ぶ内容とする。 <u>事例を用いて活動や事業の評価を行い、システム化・施策化につなげる過程を演習を通して学ぶ内容とする。</u> 健康危機管理を学ぶ内容とする。		
公衆衛生看護活動展開論		社会の構造・機能、組織等の理解等、 <u>施策化の基盤となる内容を含むこととする。</u> 健康危機管理について事例を用いた <u>演習を通して学ぶ内容とする。</u>	公衆衛生看護活動展開論				
公衆衛生看護管理論			公衆衛生看護管理論				
疫学		2	公衆衛生看護活動を展開するうえで、基盤となる疫学調査・分析、活用方法について学ぶ内容とする。		疫学	2	公衆衛生看護活動を展開するうえで、基盤となる疫学調査・分析、活用方法について学ぶ内容とする。
保健統計学		2	公衆衛生看護活動における統計学の基礎、情報処理技術及び統計情報とその活用方法について <u>演習を通して学ぶ内容とする。</u>		保健統計学	2	公衆衛生看護活動における統計学の基礎、情報処理技術及び統計情報とその活用方法について学ぶ内容とする。
保健医療福祉行政論	4	保健・医療・ <u>介護・福祉施策</u> の企画及び評価について学ぶ内容とする。 調査で明らかにされた生活環境が人々に及ぼす健康上の影響など、健康に係る社会問題を解決する政策形成過程に活かす方法を学ぶ内容とする。 政策形成過程について事例を用いた <u>演習を通して学ぶ内容とする。</u>	保健医療福祉行政論	3	保健・医療・福祉の <u>計画</u> の企画及び評価について <u>実践的に学ぶ内容とする。</u> 調査で明らかにされた生活環境が人々に及ぼす健康上の影響など、健康に係る社会問題を解決する政策形成過程に活かす方法を学ぶ内容とする。 事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。		
臨地実習	5	保健所・市町村に加え、産業保健、学校保健を含む多様な場で学生が主体的に取り組むことができる実習を行う。 地域の社会資源を活用し、生活を支援する実習とする。 訪問や相談を含めた保健指導を通して、地域の健康課題とその解決のためのプロセスを理解することができる実習とする。 訪問を含めた継続的な保健指導を通して、 <u>個人・家族への支援を評価できる実習とする。</u>	臨地実習	5	保健所・市町村を含む、保健師が役割を担っている多様な場で実習を行う。 地域の社会資源を活用し、生活を支援する実習とする。 家庭訪問を通して、地域の健康課題を理解することができる実習とする。		
公衆衛生看護学実習	5		公衆衛生看護学実習	5			
個人・家族・集団・組織の支援実習	2		個人・家族・集団・組織の支援実習	2			

公衆衛生看護活動展開論実習	}	3	個人と地域全体を連動させながら捉え、地域全体に対してPDCAを展開する過程を学ぶ実習とする。
公衆衛生看護管理論実習			地域住民、関係機関や医療・介護・福祉の他職種と協働しながら事業化した事例の <u>実際</u> を学ぶ実習とする。 公衆衛生看護活動の管理や評価、健康危機管理の体制について学ぶ実習とする。
総計		<u>31</u>	(削除)

公衆衛生看護活動展開論実習	}	3	個人と地域全体を連動させながら捉え、地域全体に対してPDCAを展開する過程を学ぶ実習とする。 地域ケアシステムにおける地域の人々や医療・福祉の他職種と協働する方法を学ぶ実習とする。
公衆衛生看護管理論実習			地域住民、関係機関や他職種との <u>連携、調整の実際</u> を理解する実習とする。 公衆衛生看護活動の管理や評価、健康危機管理の体制について学ぶ実習とする。
総計		<u>28</u>	890時間以上の講義・実習等を行うものとする。

新

別表2 助産師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方
<p>1) 妊産じょく婦及び胎児・新生児の健康状態を診断し、<u>妊娠・分べん・産じょくがより健康で安全に経過し、育児を主体的に行えるよう、根拠に基づき支援する能力を養う。</u></p> <p>2) <u>性と生殖をめぐる健康に関する課題に対して、継続的に支援する能力を養う。</u></p> <p>3) 安心して子どもを産み育てるために、<u>多職種と連携・協働しながら、個人及び社会にとって必要な地域の社会資源の活用や調整を行う能力を養う。</u></p> <p>4) 助産師の役割・責務を自覚し、<u>女性と子ども並びに家族の尊厳と権利を尊重する倫理観及び専門職として自律する能力を養う。</u></p>

教育内容	単位数	留意点
基礎助産学	6	生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて支援する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 母子の命を同時に尊重することに責任を持つ役割を理解し、生命倫理を深く学ぶ内容とする。 母性・父性を育むことを支援する能力を養う内容とし、また <u>対象の身体的・心理的・社会的・文化的側面を統合的にアセスメントする能力を強化する内容とする。</u> チーム医療や関係機関との調整・連携について学ぶ内容とする。 助産師の専門性、助産師に求められる姿勢、態度について学ぶ内容とする。
助産診断・技術学	10	助産の実践に必要な基本的技術及び分娩等において <u>対象や他職種の専門性を尊重し、適切な役割分担と連携の下で支援を行うための高いコミュニケーション能力を確実に修得する内容とする。</u>

旧

別表2 助産師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方
<p>1) 妊産じょく婦及び胎児・新生児の健康水準を診断し、<u>妊娠・出産・産じょくが自然で安全に経過し、育児を主体的に行えるよう、根拠に基づき支援する能力を養う。</u></p> <p>2) <u>女性の一生における性と生殖をめぐる健康に関する課題に対して、継続的に支援する能力を養う。</u></p> <p>3) 安心して子どもを産み育てるために、<u>他職種と連携・協働しながら、個人及び社会にとって必要な地域の社会資源の活用や調整を行う能力を養う。</u></p> <p>4) 助産師の役割・責務を自覚し、<u>女性と子ども並びに家族の尊厳と権利を尊重する倫理観及び専門職として自律する能力を養う。</u></p>

教育内容	単位数	留意点
基礎助産学	6	<u>女性の生涯</u> を通じて、性と生殖に焦点を当てて支援する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 母子の命を同時に尊重することに責任を持つ役割を理解し、生命倫理を深く学ぶ内容とする。 母性・父性を育むことを支援する能力を養う内容とし、また <u>家族の心理・社会学的側面を強化する内容とする。</u> チーム医療や関係機関との調整・連携について学ぶ内容とする。 助産師の専門性、助産師に求められる姿勢、態度について学ぶ内容とする。
助産診断・技術学	8	助産の実践に必要な基本的技術を確実に修得する内容とする。

		<p><u>女性及び家族への生涯にわたる健康の継続的支援を行う内容とする。</u></p> <p>助産過程の展開に必要な助産技術を確実に修得するために、演習を充実・強化する内容とする。</p> <p>妊婦・じょく婦・新生児の健康状態に関するアセスメント及びそれに基づく支援を強化する内容とする。</p> <p><u>妊娠経過を診断するための能力、正常からの逸脱を判断し、異常を予測する臨床判断能力を養い、診断に伴う最新の技術を修得する内容とする。</u></p> <p>分べん期における緊急事態(会陰の切開及び裂傷に伴う縫合、新生児蘇生、止血処置、児の異常に対する産婦・家族への支援等)に対応する能力を強化する内容とする。</p> <p><u>妊産婦の主体性を尊重した出産を支援し、妊娠・分べん・産じょく期にわたる継続的な支援を強化する能力を養う内容とする。</u></p>			<p>助産過程の展開に必要な助産技術を確実に修得するために、演習を充実・強化する内容とする。</p> <p>妊婦・じょく婦・新生児の健康状態に関するアセスメント及びそれに基づく支援を強化する内容とする。</p> <p><u>妊娠経過の正常・異常を診断するための能力を養い、診断に伴う最新の技術を修得する内容とする。</u></p> <p>分べん期における緊急事態(会陰の切開及び裂傷に伴う縫合、新生児蘇生、止血処置、児の異常に対する産婦・家族への支援等)に対応する能力を強化する内容とする。</p> <p>妊産婦の主体性を尊重した出産を支援する能力を養う内容とする。</p>
地域母子保健	2	住民の多様なニーズに対応した母子保健サービスを提供できるための能力を養うとともに、保健・医療・福祉関係者と連携・協働しながら、地域における子育て世代を包括的に支援する能力を養う内容とする。 <u>産後4か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化する内容とする。</u>	地域母子保健	1	住民の多様なニーズに対応した母子保健サービスを提供できるための能力を養うとともに、保健・医療・福祉関係者と連携・協働しながら地域の母子保健を推進するための能力を養う内容とする。
助産管理	2	助産業務の管理、助産所の運営の基本及び周産期医療システムについて学ぶ内容とする。	助産管理	2	助産業務の管理、助産所の運営の基本及び周産期医療システムについて学ぶ内容とする。
		周産期における医療安全の確保と医療事故への対応、 <u>平時の災害への備えと被災時の対応について学ぶ内容とする。</u>			周産期における医療安全の確保と医療事故への対応について学ぶ内容とする。
臨地実習	11	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。	臨地実習	11	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。
助産学実習	11	実習期間中に妊娠中期から産後1か月まで継続して受け持つ実習を1例以上行う。	助産学実習	11	分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10回程度直接取り扱うことを目安とする。取り扱う
		妊婦健康診査を通して妊娠経過の診断を行う能力を強化する			

		<p>実習とする。</p> <p><u>産じょく期の授乳支援や1か月健康診査までの母子のアセスメント及び母子と家族を支援する能力を強化する実習とする。</u></p> <p><u>産後4か月程度の母子のアセスメントを行う能力を強化する実習を行うことが望ましい。</u></p> <p>分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10回程度直接取り扱うことを目安とする。取り扱う分べんは、原則として正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第1期から第3期終了より2時間までとする。</p>			<p>分べんは、原則として正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第1期から第3期終了より2時間までとする。</p> <p>実習期間中に妊娠中期から産後1ヶ月まで継続して受け持つ実習を1例以上行う。</p> <p>妊婦健康診査を通して妊娠経過の診断を行う能力及び産じょく期の授乳支援や新生児期のアセスメントを行う能力を強化する実習とする。</p>	
総計	31	(削除)		総計	28	930時間以上の講義・実習等を行うものとする。

新

別表3 看護師教育の基本的考え方、留意点等

<p>教育の基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。 2) 対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。 3) 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。 4) 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。 5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。 6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。 7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	14	<p>「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。</p> <p>人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。</p> <p>国際化へ対応しうる能力、情報通信技術(ICT)を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。</p> <p>職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。</p>
	小計		

旧

別表3 看護師教育の基本的考え方、留意点等

<p>教育の基本的考え方</p> <p>(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。 3) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。 4) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。 5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。 6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。 7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	13	<p>「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。</p> <p>人間と社会を幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。</p> <p>国際化及び情報化へ対応しうる能力を養う内容を含むものとする。</p> <p>職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。</p>
	小計		

専門基礎分野	<p>人体の構造と機能</p> <p>疾病の成り立ちと回復の促進</p>	} 16	<p>看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。</p> <p>臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。</p> <p>アクティブラーニング等を分野・領域に関わらず活用することにより、主体的な学習を促す。</p>	専門基礎分野	<p>人体の構造と機能</p> <p>疾病の成り立ちと回復の促進</p>	} 15	<p>人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。演習を強化する内容とする。</p>
	健康支援と社会保障制度		6		<p>人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種 of 役割の理解等を含むものとする。</p>		健康支援と社会保障制度
	小計	22			小計	21	
専門分野	基礎看護学	11	<p>基礎看護学では、臨床判断能力や看護の基盤となる基礎的理論や基礎的技術、看護の展開方法等を学ぶ内容とし、シミュレーション等を活用した演習を強化する内容とする。</p> <p>コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。</p> <p>事例等に対して、安全に看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。</p> <p>看護師として倫理的に判断し、行動するための基礎的な能力を養う内容とする。</p>	専門分野 I	基礎看護学	10	<p>専門分野 I では、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化する内容とする。</p>
	地域・在宅看護論	6	<p>地域・在宅看護論では、地域で生活する人々とその家族を理解し、地域における様々な場での看護の基礎を学ぶ内容とする。</p> <p>地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、多職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。</p> <p>地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。</p>		<p>コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。</p> <p>事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。</p> <p>看護師として倫理的な判断をするための基礎的な能力を養う内容とする。</p>	<p>臨地実習</p> <p>基礎看護学</p> <p>小計</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>13</p>
							<p>講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。</p> <p>健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。</p>

成人看護学	6	講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。	専門分野Ⅱ	成人看護学	6	成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。	
老年看護学	4	健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。		老年看護学	4		
小児看護学	4	成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。		小児看護学	4		
母性看護学	4			母性看護学	4		
精神看護学	4			精神看護学	4		
看護の統合と実践	4	チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。 臨床判断を行うための基礎的能力を養うために、専門基礎分野で学んだ内容をもとに看護実践を段階的に学ぶ内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。		臨地実習	16		知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働を通して、看護を実践する実習とする。
		災害の基礎的知識を含む内容とする。 諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。		成人看護学	6		
				老年看護学	4		
				小児看護学	2		
				母性看護学	2		
			精神看護学	2			
			小計	38			
臨地実習	23	効果的に臨地実習を行うことができるよう、各養成所において各教育内容の単位数を設定すること。ただし、各教育内容の単位数の設定は記載された数字以上とすること。	統合分野	在宅看護論	4	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し地域での看護の基礎を学ぶ内容とする。 地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。	
基礎看護学	3			看護の統合と実践	4	チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。	
地域・在宅看護論	2					災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。	
成人看護学	4	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。					
老年看護学	2	対象者及び家族の意思決定を支援することの重要性を学ぶ実習とする。					
小児看護学	2	チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。					
母性看護学	2	保健・医療・福祉との連携、協働を通して、切れ目のない看護を学ぶ実習とする。					
精神看護学	2						

	看護の統合と実践	2	<p>地域における多様な場で実習を行うこと。</p> <p>看護の統合と実践では、各専門領域での実習を踏まえ、実務に即した実習(複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通した実習等)を行う。また、多職種と連携・協働しながら看護を実践する実習や、夜間の実習を行うことが望ましい。</p>	<p>臨地実習</p> <p>在宅看護論</p> <p>看護の統合と実践</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>2</p>	<p>訪問看護に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。</p> <p>専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習を行う。</p> <p>複数の患者を受け持つ実習を行う。</p> <p>一勤務帯を通した実習を行う。</p> <p>夜間の実習を行うことが望ましい。</p>
	小計	66		小計	12	
	総計	102	(削除)	総計	97	3,000時間以上の講義・実習等を行うものとする。
<p>備考 看護の対象の特性に鑑み、包括的かつ継続的な看護を学修できるよう、複数の領域を横断した科目を設定する等、効果的に学ぶための工夫をすることが望ましい。専門分野の臨地実習の各教育内容における単位数は、最低限取得すべき単位数である。</p>			(新設)			

新	旧				
別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等（2年課程、2年課程（定時制）、2年課程（通信制））	別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等（2年課程、2年課程（定時制）、2年課程（通信制））				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="98 308 1113 368">教育の基本的考え方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 368 1113 879"> 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。 2) <u>対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。</u> 3) <u>看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。</u> 4) <u>科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。</u> 5) <u>健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。</u> 6) <u>保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。</u> 7) <u>専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。</u> </td> </tr> </table>	教育の基本的考え方	1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。 2) <u>対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。</u> 3) <u>看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。</u> 4) <u>科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。</u> 5) <u>健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。</u> 6) <u>保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。</u> 7) <u>専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1135 308 2157 368">教育の基本的考え方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 368 2157 879"> (新設) 2) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、<u>看護師としての人間関係を形成する能力を養う。</u> 3) <u>看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。</u> 4) <u>科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。</u> 5) <u>健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。</u> 6) <u>保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。</u> 7) <u>専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。</u> </td> </tr> </table>	教育の基本的考え方	(新設) 2) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、 <u>看護師としての人間関係を形成する能力を養う。</u> 3) <u>看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。</u> 4) <u>科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。</u> 5) <u>健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。</u> 6) <u>保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。</u> 7) <u>専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。</u>
教育の基本的考え方					
1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。 2) <u>対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。</u> 3) <u>看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。</u> 4) <u>科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。</u> 5) <u>健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。</u> 6) <u>保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。</u> 7) <u>専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。</u>					
教育の基本的考え方					
(新設) 2) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、 <u>看護師としての人間関係を形成する能力を養う。</u> 3) <u>看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。</u> 4) <u>科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。</u> 5) <u>健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。</u> 6) <u>保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。</u> 7) <u>専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。</u>					

教育内容	2年課程 2年課程 (定時制)	2年課程 (通信制)		留意点	教育内容	2年課程 2年課程 (定時制)	2年課程 (通信制)		留意点
	単位数	通信学習				単位数	通信学習		
		単位数	(削除)				単位数	備考	
基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	8	8	(削除)	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化へ対応しうる能力、情報通信技術 (ICT) を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。	基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	7	7	1 単位の授業科目を 45 時間の学修に相当する内容にすること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
			小計						
専門基礎分野 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	10	10	(削除)	看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。 臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理	専門基礎分野 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	10	10	1 単位の授業科目を 45 時間の学修に相当する内容にすること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。 演習を強化する内容とする。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。
			健康支援と社会保障制度						
小計	14	14	小計	14	14				

専門分野	基礎看護学	6	6	(削除)	<p>解等を含むものとする。</p> <p>基礎看護学では、臨床判断能力や看護の基盤となる基礎的理論や基礎的技術、看護の展開方法等を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、シミュレーション等を活用した演習を強化する内容とする。コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。事例等に対して、安全に看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。看護師として倫理的に判断し、行動するための基礎的能力を学ぶ内容とする。</p>	専門分野II	基礎看護学	6	6	<p>1 単位の授業科目を 45 時間の学修に相当する内容にすること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。</p>	<p>専門分野 I では、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化する内容とする。コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養い、問題解決能力を強化する内容とする。</p>
	地域・在宅看護論	5	5	<p>地域・在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、地域における様々な場での看護の基礎を学ぶ内容とする。地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、多職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。</p>	<p>臨地実習</p> <p>基礎看護学</p> <p>小計</p>		<p>紙上事例演習</p> <p>2</p> <p>8</p>	<p>備考</p> <p>1</p> <p>7</p>	<p>病院見学実習及び面接授業</p> <p>1</p> <p>1</p>	<p>2 年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。</p>	
						専門分野 I					

成人看護学	3	3	(削除)	講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。	成人看護学	3	3	1 単位の授業	講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。
老年看護学	3	3		健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。	老年看護学	3	3	科目を 45 時間	
小児看護学	3	3		成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。	小児看護学	3	3	間の学修に相当する内容に	
母性看護学	3	3		チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。基礎的臨床判断能力を養う内容とする。	母性看護学	3	3	すること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	
精神看護学	3	3		看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。	精神看護学	3	3		
看護の統合と実践	4	4		医療安全の基礎的知識を含む内容とする。					
				災害の基礎的知識を含む内容とする。					
				諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。					
				看護技術の総合的な評価を行う内容とする。					
小計	30	30							
臨地実習	紙上事例演習		病院見学実習及び面接授業		知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を	紙上事例演習		病院見学実習及び面接授業	
	単位数	(削除)	単位数	(削除)		単位数	備考	単位数	備考

基礎看護学	2	1	(削除)	1	(削除)	力を養う実習とする。	成人看護学 2 老年看護学 2 小児看護学 2 母性看護学 2 精神看護学 2	1 3事例程度 1 3事例程度 1 3事例程度 1 3事例程度 1 3事例程度	1 1 1 1 1	教育内容ごとに病院見学実習2日及び面接授業3日	養う実習とする。チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。保健・医療・福祉との連携、協働を通して、看護を学ぶ実習とする。地域における多様な場で実習を行うこと。										
地域・在宅看護論	2	1	(削除)	1	(削除)	<u>対象者及び家族の意志決定を支援することの重要性を学ぶ実習とする。</u> チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。保健・医療・福祉との連携、協働を通して、切れ目のない看護を学ぶ実習とする。地域における多様な場で実習を行うこと。	小計	25	20	15事例程度	5	多様な看護実践の場（病院、施設等）で実習する。2年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。									
成人看護学	4	2	(削除)	2	(削除)		統合分野	在宅看護論	3	3	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。		在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し地域での看護の基礎を学ぶ内容とする。地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。医療安全の基礎的知識を含む内容とする。災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。看護技術の総合的な評価を行う内容とする。								
老年看護学														2	1	(削除)	1		3	3	
小児看護学														2	1	(削除)	1				
母性看護学														2	1	(削除)	1				
精神看護学														2	1	(削除)	1				
看護の統合と実践	2	1	(削除)	1	(削除)	看護の統合と実践では、各専門領域での実習を踏まえ実務に即した（複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通じた実習等）を行う。また、多職種と連携・協働しながら看護を実践する実習や、夜間の	看護の統合と実践	4	4												

						実習を行うことが望ましい。 2年課程(通信制)については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。	臨地実習		紙上事例演習	病院見学実習 及び面接授業		
									単位数	備考	単位数	備考
小計	16	8	(削除)	8			在宅看護論	2	1	3事例程度	1	教育内容ごとに病院見学実習2日及び面接授業3日
							看護の統合と実践	2	1	3事例程度	1	
総計	68			68	(削除)		小計	11	9	6事例程度	2	
(削除)							総計	65		65		2,180時間以上の講義・演習等を行うものとする。
							備考 2年課程(通信制)における第6の5の(3)で示す対面による授業については以下の内容を含む教育を行うこと。					
							①論理的思考のもと根拠に基づいた看護を実践するための問題解決プロセスを学ぶ内容					
							②フィジカルアセスメントといった対象の理解と看護実践の基礎となる技術を習得し、理論と実践を統合して学ぶ内容					
							③健康教育等において効果的なコミュニケーションについて学ぶ内容					

新

別表4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等

准看護師教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を養う。
- 2) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。
- 3) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。
- 4) 保健・医療・福祉チームにおける各職種役割を理解し、准看護師としての役割を果たす基礎的能力を養う。
- 5) 看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力を維持・向上する基礎的能力を養う。

教育内容		時間数	留意点
基礎分野	論理的思考の 基盤	35	コミュニケーションの基礎となる読解力及び表現力を養う内容とする。 情報通信技術(ICT)の基礎的知識や情報管理を学ぶ内容とする。
	人間と生活・社会	35	保健・医療・福祉を取り巻く社会の仕組みを知るための基礎的能力を養う内容とする。 人権の重要性について理解し、倫理的な視点や尊厳の保持について学び、人間を生活者として理解するための内容とする。
	小計	70	
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105	人体の構造と機能について、生活行動の観点から理解する内容とする。
	栄養	35	
	薬理	70	
	疾病の成り立ち	105	疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄養等に加え、感染と予防について理解するた

旧

別表4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等

准看護師教育の基本的考え方

(新設)

- 2) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。
- 3) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。

(新設)

(新設)

教育内容		時間数	留意点
基礎科目	国語	35	文学、生物、化学、現代社会、カウンセリングなど新たに科目を設定したり、国語、外国語の時間を増やしたりするなど、各養成所において独自に編成する。
	外国語	35	
	その他	35	
小計		105	
専門基礎科目	人体の仕組みと働き	105	人体の仕組みと働きや疾病の成り立ちの概要及び疾病の回復に必要な薬物や栄養等を理解し、的確な観察や安全な援助ができるための基礎的な内容とする。
	食生活と栄養	35	
	薬物と看護	35	

	(削除)	(削除)	(削除)	めの基礎的知識を学ぶ内容とする。		疾病の成り立ち	70				
	(削除)	(削除)	(削除)			感染と予防	35				
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	} 35	} 35	准看護師としての役割と責任を果たすために、保健医療福祉の仕組みを理解し、かつ、看護に係る法制度と結び付けて学ぶ内容とする。		看護と倫理	35	患者の人権を守るとともに倫理に基づいた行動がとれる内容とする。			
	小計				350		患者の心理		35	人間の生活や疾病・障害を有する人々の心を理解し、対象者とのコミュニケーションの基盤となるような内容とする。	
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	} 35	} 35	准看護師としての役割と責任を果たすために、保健医療福祉の仕組みを理解し、かつ、看護に係る法制度と結び付けて学ぶ内容とする。		保健医療福祉の仕組み	} 35	保健医療福祉制度における准看護師の役割を知り、他の医療従事者と協調できる能力を養える内容とする。			
	小計				350				看護と法律	35	
専門分野	基礎看護	385		看護の基盤となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、看護における倫理の他、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。 また、シミュレーション教育を活用し、実践に結び付けられるよう教授方法を工夫する。	専門科目	基礎看護	} 210	看護の各領域に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。特に、看護技術については、その根拠を理解し、患者の状態に応じて正確に安全・安楽に行うことができる内容とする。さらに、患者の状態や変化を適切に報告し、記録できる能力を養える内容とする。看護の各領域における対象について理解し、それらに対する看護の概要について学ぶこととする。特に、精神看護は、精神障害時の看護を理解できる内容とする。			
	看護概論	70	患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける内容とする。	看護概論		35					
	基礎看護技術	245	根拠を理解した上で、自立／自律して対象の状態に応じた看護技術を安全・安楽に提供することを目指す内容とする。	基礎看護技術		210					
	臨床看護概論	70	患者の状態や変化を的確に観察した上で、適切に報告し、記録できる能力を養う内容とする。	臨床看護概論		70					
	成人看護	} 210	} 210	各領域における対象の理解と必要な看護について学ぶ内容とする。		成人看護			} 210	成人看護	} 210
	老年看護					} 70				} 70	
母子看護	70				母子看護		70				
精神看護	70	70	精神看護	70							
	小計	735				小計	665				

	臨地実習	735	<p>看護の対象の理解を促し、各科目で学習した療養上の世話と診療の補助を体験する内容とする。</p> <p>自身の行った看護実践を振り返り、安全・安楽な看護について考え実践する姿勢を養う内容とする。</p> <p>チームにおける准看護師の役割や責任を意識しながら援助を行う視点を養う内容とする。</p> <p>在宅などの多様な場における対象者の療養生活を学ぶ内容とする。</p>			臨地実習	<p>各科目で学んだ療養上の世話と診療の補助を中心に体験させ、看護の実践に必要な知識、技術、態度を習得できる内容とする。</p>
	基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護	210 385 70 70				基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護	
	小計	735				小計	735
	総計	1,890				総計	1,890

新				旧					
別表 5 教育内容と留意点等(保健師・看護師統合カリキュラム)				別表 5 教育内容と留意点等(保健師・看護師統合カリキュラム)					
教育内容		単位数	留意点	教育内容		単位数	留意点		
基礎分野	科学的思考の基盤	}		基礎分野	科学的思考の基盤	}			
	人間と生活・社会の理解				人間と生活・社会の理解				
	小計	14			小計	13			
専門基礎分野	人体の構造と機能	}	保健医療福祉行政論を含む内容とし、保健・医療・介護・福祉施策の企画及び評価について、事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。 保健統計学を演習を通して学ぶ内容とする。	専門基礎分野	人体の構造と機能	}	保健医療福祉行政論を含む内容とし、事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。 保健統計学を含む内容とする。		
	疾病の成り立ちと回復の促進				疾病の成り立ちと回復の促進				
	健康支援と社会保障制度	9			健康支援と社会保障制度	8			
	健康現象の疫学と統計	4			健康現象の疫学と統計	4			
	小計	29			小計	27			
専門分野	基礎看護学	11		専門分野Ⅰ	基礎看護学	10			
	地域・在宅看護論	4			臨地実習	3			
	公衆衛生看護学	16			基礎看護学	3			
	公衆衛生看護学概論	2			小計	13			
	個人・家族・集団・組織の支援	}			専門分野Ⅱ	成人看護学		6	
	公衆衛生看護活動展開論					14		老年看護学	4
	公衆衛生看護管理論					14		小児看護学	4
	成人看護学	6				母性看護学		4	
	老年看護学	4				精神看護学		4	
	小児看護学	4			臨地実習	16			
	母性看護学	4			成人看護学	6			
精神看護学	4	老年看護学	4						

看護の統合と実践	4		小児看護学	2	
			母性看護学	2	
			精神看護学	2	
			小計	38	
臨地実習	28		統合分野	在宅看護論	4
基礎看護学	3			公衆衛生看護学	14
地域・在宅看護論	2			公衆衛生看護学概論	2
公衆衛生看護学	5			個人・家族・集団・組織の 支援	12
個人・家族・集団・組織の 支援実習	2			公衆衛生看護活動展開論	
公衆衛生看護活動展開論 実習	3			公衆衛生看護管理論	
公衆衛生看護管理論実習				看護の統合と実践	4
成人看護学	4			臨地実習	9
老年看護学				在宅看護論	2
小児看護学	2			公衆衛生看護学	5
母性看護学	2			個人・家族・集団・組織 の支援実習	2
精神看護学	2			公衆衛生看護活動展開 論実習	3
看護の統合と実践	2			公衆衛生看護管理論実 習	
小計	85			看護の統合と実践	2
小計	85		小計	31	
総計	128	(削除)	総計	122	3,790 時間以上の講義・実習等を行うものとする。

新				旧			
別表 6 教育内容と留意点等(助産師・看護師統合カリキュラム)				別表 6 教育内容と留意点等(助産師・看護師統合カリキュラム)			
教育内容		単位数	留意点	教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	} 14		基礎助産学の一部を含む内容とする。	科学的思考の基盤	} 13	
	人間と生活・社会の理解						
	小計	14					
専門基礎分野	人体の構造と機能	} 16	基礎助産学の一部を含む内容とする。	基礎助産学の一部を含む内容とする。	人体の構造と機能	} 15	基礎助産学の一部を含む内容とする。
	疾病の成り立ちと回復の促進						
	健康支援と社会保障制度	6					
	小計	22		小計	21		
専門分野	基礎看護学	11	基礎助産学の一部を含む内容とする。 基礎助産学の一部を含む内容とする。	基礎助産学の一部を含む内容とする。 基礎助産学の一部を含む内容とする。	基礎看護学	10	基礎助産学の一部を含む内容とする。 基礎助産学の一部を含む内容とする。
	地域・在宅看護論	4			臨地実習	3	
	地域母子保健	2			基礎看護学	3	
	成人看護学	6			小計	13	
	老年看護学	4					
	小児看護学	4			成人看護学	6	
	母性看護学	4			老年看護学	4	
	精神看護学	4			小児看護学	4	
	看護の統合と実践	4			母性看護学	4	
	基礎助産学	5			精神看護学	4	
	助産診断・技術学	10			基礎助産学	5	
	助産管理	2			助産診断・技術学	8	
	臨地実習	34			地域母子保健	1	
	基礎看護学	3			助産管理	2	
	地域・在宅看護論	2			臨地実習	27	
	成人看護学	} 4			成人看護学	6	
	老年看護学				老年看護学	4	
	小児看護学	2			小児看護学	2	
	母性看護学	2			母性看護学	2	
精神看護学	2	精神看護学	2				
看護の統合と実践	2	助産学	11				
助産学	11	小計	65				
小計	94						
総計	130	(削除)	在宅看護論	4			
			看護の統合と実践	4			
			臨地実習	4			
			在宅看護論	2			
			看護の統合と実践	2			

	<u>小 計</u>	<u>12</u>	
	総 計	<u>124</u>	3,955 時間以上の講義・実習等を行うものとする。

新		旧	
別表7 機械器具、模型及び図書(保健師養成所)		別表7 機械器具、模型及び図書(保健師養成所)	
品目	数量	品目	数量
家庭訪問用具		家庭訪問用具	
家庭訪問指導用具一式	学生数	家庭訪問指導用具一式	学生数
家庭用ベッドまたは布団一式(成人・小児用)	学生5人に1	家庭用ベッドまたは布団一式(成人・小児用)	学生5人に1
リネン類	相当数	リネン類(各種)	相当数
清拭用具一式	学生5人に1	清拭用具一式	学生5人に1
排泄用具一式	相当数	排泄用具一式	学生5人に1
機能訓練用具	(削除)	機能訓練用具	各々学生5人に1
車椅子	相当数	車椅子(各種)	(新設)
歩行器	相当数	歩行器(各種)	(新設)
自助具	相当数	自助具(各種)	(新設)
在宅ケア保健指導用具		在宅ケア保健指導用具	(新設)
診察用具一式	学生5人に1	診察用具一式	学生5人に1
(削除)	(削除)	酸素吸入装置	1
(削除)	(削除)	経管栄養用具一式	学生5人に1
予防接種用具一式	学生5人に1	予防接種用具一式	学生5人に1
小児保健指導用具		小児保健指導用具	
沐浴指導用具一式(沐浴用人形、沐浴槽等)	学生5人に1	沐浴指導用具一式(沐浴用人形、沐浴槽等)	学生5人に1
調乳指導用具一式	学生5人に1	調乳指導用具一式	学生5人に1
離乳食指導用具一式	学生5人に1	離乳食指導用具一式	学生5人に1
育児用品一式(発達段階別)	学生5人に1	育児用品一式(発達段階別)	学生5人に1
歯科指導用具一式	学生5人に1	歯科指導用具一式	学生5人に1
乳幼児発達検査用具	学生2人に1	乳幼児発達検査用具	学生2人に1
母性保健指導用具		母性保健指導用具	
(削除)	(削除)	出産準備用具	学生5人に1
(削除)	(削除)	家族計画指導用具	学生5人に1
乳房腫瘍触診人形	学生10人に1	乳房腫瘍触診人形	学生10人に1
成人、高齢者保健指導用具		成人、高齢者保健指導用具	
検査用具一式(塩分測定器、カロリーカウンター、皮厚計、スモークライザー等)	※	検査用具一式(塩分測定器、カロリーカウンター、皮厚計等)	各々学生5人に1
健康増進関連機器	(削除)	健康増進関連機器	各々相当数
握力計	※	握力計	(新設)
肺活量計	※	肺活量計	(新設)
背筋力計	※	背筋力計	(新設)
体脂肪計	※	体脂肪計	(新設)
エルゴメーター	※	エルゴメーター	(新設)
検査用器具		検査用器具	
血圧計	学生5人に1	血圧計	学生5人に1
聴診器	学生5人に1	聴診器	学生5人に1

<p>(削除) 検眼用具一式 (削除)</p> <p>計測用器具 体重計(成人・小児用) 身長計(成人・小児用)</p> <p>産業保健指導用環境測定器 照度計 騒音計 粉塵計 疲労測定器 水質検査用機器</p> <p>各種模型 実習用モデル人形 乳房マッサージ訓練モデル 人工呼吸訓練人形 (削除) (削除) 栄養指導用フードモデル 保健指導用パネル</p> <p>視聴覚教材 <u>映像・音声を記録・再生する装置一式</u> (削除) 教材用 DVD 等 (削除) (削除) (削除) <u>プロジェクター</u> ワイヤレスマイク</p> <p>その他 パーソナルコンピューター 複写機、プリンター (削除)</p> <p>図書 保健師教育に関する図書 学術雑誌</p>	<p>(削除) 学生 5 人に 1 (削除)</p> <p>1 1 (削除) ※ ※ ※ ※ ※</p> <p>学生 5 人に 1 相当数 相当数 (削除) (削除) 相当数 相当数</p> <p>相当数 (削除) 相当数 (削除) (削除) 相当数 相当数</p> <p>相当数 相当数 (削除)</p> <p>1,500 冊以上 20 種類以上</p>	<p><u>採尿・採血用具一式</u> 検眼用具一式 <u>ポータブル心電計</u></p> <p>計測用器具 体重計(成人・小児用) 身長計(成人・小児用)</p> <p>産業保健指導用環境測定器 照度計 騒音計 粉塵計 疲労測定器 水質検査用機器</p> <p>各種模型 実習用モデル人形 乳房マッサージ訓練モデル 人工呼吸訓練人形 <u>胎児発育順序模型</u> <u>受胎調節指導用具一式</u> 栄養指導用フードモデル(各種) 保健指導用パネル</p> <p>視聴覚教材 <u>VTR 装置一式</u> <u>ビデオカメラ</u> 教材用ビデオテープ、DVD 等 カメラ <u>オーバーヘッドプロジェクター</u> <u>カセットテープレコーダー</u> (新設) ワイヤレスマイク</p> <p>その他 パーソナルコンピューター 複写機 <u>印刷機</u></p> <p>図書 保健師教育に関する図書 学術雑誌</p>	<p>学生 5 人に 1 学生 5 人に 1 <u>相当数</u> 各々 1</p> <p>各々相当数 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>学生 5 人に 1 相当数 相当数 相当数 相当数 相当数 相当数</p> <p>1 相当数 相当数 相当数 相当数 相当数</p> <p>相当数</p> <p>相当数 1 1</p> <p>1,500 冊以上 20 種類以上</p>
--	--	--	---

備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみ備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。

備考 視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。

新		旧	
別表 8 機械器具、模型及び図書(助産師養成所)		別表 8 機械器具、模型及び図書(助産師養成所)	
品目	数量	品目	数量
分娩台	2	分娩台	2
分娩介助用器具		分娩介助用器具	
分娩介助用機械器具一式	学生 4 人に 1	分娩介助用機械器具一式	学生 4 人に 1
分娩介助用リネン一式	学生 4 人に 1	分娩介助用リネン一式	学生 4 人に 1
器械台、点滴スタンド等	各々適当数	器械台、ベースン、カスト、カスト台、点滴スタンド等	各々適当数
ファントーム	学生 10 人に 3	ファントーム	学生 10 人に 3
沐浴用具	(削除)	沐浴用具	各々学生 4 人に 1
沐浴用トレイ	学生 4 人に 1	沐浴用トレイ	(新設)
沐浴槽	学生 4 人に 1	沐浴槽	(新設)
沐浴用人形	学生 4 人に 1	沐浴用人形	(新設)
新生児用衣類	学生 4 人に 1	新生児用衣類	(新設)
トラウベ式桿状聴診器	適当数	トラウベ式桿状聴診器	学生 2 人に 1
ドップラー	2	ドップラー	2
妊娠暦速算器	適当数	妊娠暦速算器	学生 4 人に 1
診察台、椅子	2	診察台、椅子	2
新生児用ベッド	2	新生児用ベッド	2
保育器	※	保育器	1
新生児処置台	1	新生児処置台	1
リネン類	適当数	リネン類(各種)	適当数
家庭分娩介助用具一式	適当数	家庭分娩介助用具一式	適当数
家庭訪問指導用具一式	学生 4 人に 1	家庭訪問指導用具一式	学生 4 人に 1
計測用器具	各々適当数	計測用器具	各々適当数
体重計、巻尺、血圧計、骨盤計、児頭計測器等		体重計、巻尺、血圧計、骨盤計、児頭計測器等	
手術用器具		手術用器具	
(削除)	(削除)	子宮内容清掃用具一式	1
吸引娩出器	適当数	吸引娩出器	1
産科鉗子	適当数	産科鉗子	適当数
縫合用具一式(持針器、針等)	学生 4 人に 1	縫合用具一式(持針器、針等)	学生 4 人に 1
新生児救急処置用具一式	学生 10 人に 1	新生児救急処置用具一式	学生 10 人に 1
酸素吸入器具	適当数	酸素吸入器具	適当数
排泄用具一式	(削除)	排泄用具一式	各々適当数
(削除)	(削除)	浣腸用具一式	
導尿用具一式	適当数	導尿用具一式	(新設)
調乳用具一式	適当数	調乳用具一式	適当数
(削除)	(削除)	離乳食調理用具一式	適当数
(削除)	(削除)	栄養指導用フードモデル(各種)	適当数
実習モデル人形	(削除)	実習モデル人形	各々学生 10 人に 1

気管内挿管訓練人形(新生児用)	学生 10 人に 1	気管内挿管訓練人形(新生児用)	(新設)
妊婦腹部触診モデル人形	学生 10 人に 1	妊婦腹部触診モデル人形	(新設)
新生児人工蘇生人形	学生 10 人に 1	新生児人工蘇生人形	(新設)
乳房マッサージ訓練モデル	適当数	乳房マッサージ訓練モデル	適当数
各種模型		各種模型	
乳房解剖模型	適当数	乳房解剖模型	2
骨盤底筋肉模型	適当数	骨盤底筋肉模型	2
骨盤径線模型	適当数	骨盤径線模型	2
子宮頸管模型	適当数	子宮頸管模型	適当数
内診模型	適当数	内診模型	適当数
骨盤模型	適当数	骨盤模型	2
胎児発育順序模型	適当数	胎児発育順序模型	2
ペッサリー指導模型	適当数	ペッサリー指導模型	学生 4 人に 1
受胎調節指導用具一式	学生 4 人に 1	受胎調節指導用具一式	学生 4 人に 1
(削除)	(削除)	プレストシールド	適当数
視聴覚教材		視聴覚教材	
映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数	VTR 装置一式	1
(削除)	(削除)	ビデオカメラ	適当数
教材用 DVD 等	適当数	教材用ビデオテープ、DVD 等	適当数
(削除)	(削除)	カメラ	適当数
(削除)	(削除)	オーバーヘッドプロジェクター	適当数
(削除)	(削除)	カセットテープレコーダー	適当数
プロジェクター	適当数	(新設)	(新設)
ワイヤレスマイク	適当数	ワイヤレスマイク	適当数
その他		その他	
パーソナルコンピューター	適当数	パーソナルコンピューター	適当数
複写機、プリンター	適当数	複写機	1
(削除)	(削除)	印刷機	1
図書		図書	
助産師教育に関する図書	1,500 冊以上	助産師教育に関する図書	1,500 冊以上
学術雑誌	20 種類以上	学術雑誌	20 種類以上
備考 ※の機械器具及び模型については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。		備考 視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。	